(五) 許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がある場合には、日没後においても臨検等を開始することができることとする。（国税通則法第一四八条関係）

(六) 犯則事件を調査するため必要があるときは、所属する国税局又は税務署の管轄区域外においてその職務を執行することができることとする。（国税通則法第一五四条関係）

(七) その他国税の犯則調査手続について、次の措置を講ずる。

(1) 犯則事件を調査するため必要があるときは、犯則嫌疑者等に対して出頭を求めることができることを法令上明確化する。（国税通則法第一三一条関係）

(2) 許可状を請求する場合においては、犯則事件が存在すると認められる資料を提供しなければならない。（国税通則法第一三二条関係）

(3) 許可状について、臨検すべき物件、捜索すべき場所、有効期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨及び交付の年月日をその記載事項として法令上明確化するとともに、犯則事実に代えて、罪名を記載する。（国税通則法第一三二条関係）

(4) 臨検等の許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。（国税通則法第一三九条関係）

(5) 質問等をする場合に携帯する身分を示す証明書について、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。（国税通則法第一四〇条関係）

(6) 住居の所有者等の立会いを必要とする処分の範囲に臨検及び差押えを、住居の所有者等を立ち会わせることができないときの代替的な立会人の範囲に都道府県職員を、それぞれ加える。（国税通則法第一四二条関係）

(7) 領置等をしたときは、その目録を作成し、所有者等にその謄本を交付するとともに、捜索をした場合において、証拠物等がないときは、捜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付しなければならない。（国税通則法第一四三条及び第一五一条関係）

(8) 犯則事件を調査するため必要があるときは、鑑定、通訳又は翻訳を嘱託することができることを法令上明確化し、鑑定人は、裁判所の許可を受けて、鑑定に係る物件を破壊することができる。（国税通則法第一四七条関係）

(9) 臨検等の許可状の執行を中止する場合において、必要があるときは、執行が終わるまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができることを法令上明確化する。（国税通則法第一五〇条関係）

(10) 質問に係る調書については、質問を受けた者に閲覧させ、又は読み聞かせて、質問を受けた者が増減変更の申立てをしたときは、その陳述を調書に記載しなければならない。（国税通則法第一五二条関係）

(八) 間接国税に係る犯則調査手続について、次の措置を講ずる。

(1) 申告納税方式の間接国税について、そのほ脱犯等を通告処分の対象から除外するとともに、重加算税の対象とし、加えて取引先に対する質問検査権限を整備する。（国税通則法第六八条、第七四条の四、第七四条の五及び第一五七条関係）

(2) 通告に計算違い等の明白な誤りがあるときは、国税局長等は、職権で、当該通告を更正することができる。（国税通則法第一五七条関係）

(3) 通告処分による公訴時効について、停止制度（改正前中断制度）に改めた上で、通告を受けた日の翌日から起算して二〇日を経過した時からその進行を始める。（国税通則法第一五七条関係）

(4) 通告処分の対象となる犯則事件については、国税局長等の告発が訴訟条件であることを法令上明確化する。（国税通則法第一五九条関係）

2 口座振替納付に係る金融機関に対する依頼手続について、一定の通知により行うことができることとした。（国税通則法第三四条の二関係）

九 国税徴収法の一部改正関係

合名会社等の社員の第二次納税義務の対象となる社員の範囲に、税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、監査法人、特許業務法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人又は土地家屋調査士法人の社員を加えることとした。（国税徴収法第三三条関係）

一〇 国税犯則取締法の廃止関係

国税犯則取締法は、廃止することとした。

一一 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正関係

租税条約等の相手国等から犯則事件の調査に必要な情報の提供要請があった場合における租税条約等の相手国等への情報提供のための調査手続について、国税の犯則調査手続の見直しに伴い、所要の見直しを行うこととした。（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第一〇条の二～第一〇条の四関係）

一二 租税特別措置法の一部改正関係

1 個人所得課税

(一) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第九条の八及び第三七条の一四関係）

(1) 非課税累積投資契約に係る非課税措置を次のように創設し、改正前の非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置と選択して適用できることとする。

イ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後二〇年を経過する日までの間に支払を受けるべき当該累積投資勘定に係る公社債投資信託以外の証券投資信託（その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものに限る。以下「公募等株式投資信託」という。）の配当等（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払の取扱者であるものに限る。）については、所得税を課さない。

ロ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後二〇年を経過する日までの間に当該累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権の非課税累積投資契約に基づく譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税を課さない。また、当該公募等株式投資信託の受益権の譲渡による損失金額は、所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。

ハ 非課税累積投資契約とは、右記イ及びロの非課税の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した累積投資契約（当該居住者等が、一定額の公募等株式投資信託の受益権につき、定期的に継続して、当該金融商品取引業者等に買付けの委託等をすることを約する契約で、あらかじめその買付けの委託等をする受益権の銘柄が定められているものをいう。）により取得した公募等株式投資信託の受益権の振替口座簿への記載等に係る契約で、その契約書において、次に掲げる事項が定められているものをいう。

(イ) 公募等株式投資信託の受益権の振替口座簿への記載等は、累積投資勘定において行うこと。

(ロ) 当該累積投資勘定においては、その居住者等の公募等株式投資信託の受益権（当該受益権を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして一定の要件を満たすものに限る。）のうち、累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の一月三一日までの期間（以下「受入期間」という。）内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得をした当該受益権（当該受入期間内の取得対価の額の合計額が四〇万円を超えないものに限る。）及び一定の公募等株式投資信託の受益権のみを受け入れること。